

## 石巻市総合計画等策定支援業務プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、第2次石巻市総合計画及び第2次石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たり、その業務を支援する業者の募集・選定をするために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 石巻市総合計画等策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「石巻市総合計画等策定支援業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和3年3月31日まで  
なお、第2次石巻市総合計画及び第2次石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略それぞれの業務期間は別紙「石巻市総合計画等策定支援業務仕様書」のとおり

### 3 業務に要する費用（見積上限額）

委託業務に係る上限額は、34,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、各会計年度の上限額は次のとおりとする。

令和元年度 26,000,000円

令和2年度 8,000,000円

### 4 選定方法

公募型プロポーザル方式による選定

### 5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成31年度石巻市競争入札参加資格承認簿に登録されていること。
- (2) 平成26年4月1日以降に、地方公共団体における総合計画等の市政全般に係る計画の策定支援業務等の同種業務の元請としての受託実績を有していること。なお、受託実績とは、総合計画等の策定に係る本体業務を受託した実績であり、アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部のみを受託した実績は含まないものとする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (4) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号。以下「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者

- でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申し立てがなされていない者とみなす。
  - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされたものでないこと。ただし、同法に基づく、再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申し立てがなされていない者とみなす。
  - (7) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。
  - (8) 業務全般に関し、指名停止等措置要綱第2条別表22に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、契約の相手方として不適当と認められる者でないこと。

## 6 質問及び回答

プロポーザルに関する質問及び回答方法については、以下のとおりとする。

### (1) 提出方法

石巻市総合計画等策定支援業務プロポーザル質問書（様式第1号）により、電子メールにて提出すること。

### (2) メールの件名

「石巻市総合計画等策定支援業務プロポーザル質問」とすること。

### (3) メールアドレス

reconst@city.ishinomaki.lg.jp

### (4) 受付期限

令和元年7月26日（金）午後5時必着

### (5) 質問への回答

令和元年8月2日（金）までに石巻市ホームページへ掲載する。なお、質問への回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

## 7 参加申込書等について

### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式第2号）

イ 会社概要関係書類

設立年月日、代表者名、所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認でき、かつ、最新の内容が分かるもの。パンフレットの使用も可とする。

ウ 財務関係書類（直近3年分の貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書及び収支計算書又はこれらに準ずる書類）

エ 業務実績調書（様式第 3 号）

平成 26 年 4 月 1 日以降受託した、地方公共団体における総合計画等の市政全般に係る計画の策定支援業務等の同種業務の受託実績及び契約書等の写し（契約事実、内容を証明できる部分のみ）及び業務完了届等の写しを添付すること

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 10 部（ウ～エ 複写可）

※副本については、提案者が特定できる社名等を記載しないこと。

(3) 提出期限 **令和元年 8 月 6 日（火）午後 5 時必着**

（注 1）持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

（注 2）郵送の場合は、封筒に「参加申込書等在中」と記載し、期限までに到着するように提出すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）

(5) 提出先 〒986-8501 宮城県石巻市穀町 1 4 番 1 号

石巻市復興政策部復興政策課政策調整グループ

## 8 参加資格の確認

(1) 参加者の決定

参加申込書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格の有無の通知

参加資格の有無について、**令和元年 8 月 8 日（木）までに**参加資格審査結果通知書（様式第 4 号）により通知する。

(3) 不適合の理由の説明要求

参加資格を有しないとの通知を受け取った申込者は、**令和元年 8 月 19 日（月）午後 5 時まで**に、不適合の説明を求めることができる。その回答は**令和元年 8 月 21 日（水）までに**書面にて通知する。

(4) その他

結果の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

## 9 企画提案書等について

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 実施体制表（様式第 5 号）

ウ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

**消費税及び地方消費税を含む額とし、見積上限額を超えない金額とすること。**

**この業務に係る消費税及び地方消費税の税率は 10% とする。**

年度ごとの内訳がわかるように記載すること。

エ プレゼンテーション出席者報告書（様式第6号）

(2) 作成要領

ア A4縦長を横書きとし、片面印刷で左2か所を綴じること。ただし、図表等については、必要に応じA3サイズで折り込み可とする。

イ 目次及びページ番号を付し、インデックス等を活用した見やすい製本とすること。

ウ 表紙には、宛先「石巻市長」、タイトル「石巻市総合計画等策定支援業務企画提案書」、提出年月日、提出者住所、名称、代表者の職氏名を記載し代表者印を押印すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本10部

※副本については、提案者が特定できる社名等を記載しないこと。

(4) 提出期限 令和元年8月26日（月）午後5時必着

（注1）持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

（注2）郵送の場合は、封筒に「提案書等在中」と記載し、期限までに到着するように提出すること。

(5) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）

(6) 提出先 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号  
石巻市復興政策部復興政策課政策調整グループ

## 10 審査（プレゼンテーション）の実施

(1) 日時 令和元年9月2日（月）

(2) 場所 石巻市防災センター 3階 会議室1

(3) 人数 3名以内

説明は、本業務に直接関わる者とする。

(4) プレゼンテーション時間 30分程度

提案者からの説明時間 20分以内

石巻市からの質問時間 10分程度

(5) 提案内容の説明

提出した企画提案書に基づき説明を行うこと。

(6) 使用機器

プロジェクター及びスクリーンは石巻市が準備する。

その他、必要な機器は、提案者が準備すること。

## 11 審査方法

石巻市総合計画等策定支援業務プロポーザル選定委員会において、別に定める評価基準に基づき審査し、総合評価点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

なお、最高得点者が同点で2者以上となった場合には、見積額を除いた項目の提案評価点が高い者を受託候補者として選定することとし、その提案評価点も同点の場合には、くじ引きにより受託候補者を選定することとする。

また、提案者が1者のみの場合であってもプレゼンテーションを実施するが、最低基準点（提案評価点の満点（○点）の6割（○点））に満たないときは選定しないものとする。

(1) 結果通知

審査結果については、結果の如何にかかわらず、プロポーザル選定結果通知書（様式第7号）により全ての提案者に通知するとともに、受託候補者として選定された事業者を石巻市のホームページに掲載する。

ア 通知の発送日

令和元年9月4日（水）

イ 通知の方法

簡易書留により送付

ウ ホームページへの公表日（予定）

令和元年9月18日（水）

(2) 非選定の理由の説明要求

候補者として決定されなかった提案者は、令和元年9月9日（月）午後5時までに、非選定の説明を求めることができる。その回答は令和元年9月11日（水）までに書面にて通知する。

(3) その他

選定委員会の会議は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(4) 審査対象となる項目

別紙「石巻市総合計画等策定支援業務プロポーザル評価基準」のとおり

## 1.2 失格要件

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合、又は満たすことができなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載又は選定に影響を与えるような不備があった場合
- (3) 提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (4) 提案書等に記載された事項が提出条件に適合しないもの
- (5) 当該プロポーザルの参加に関し、不誠実な行為があったと認められる場合
- (6) 見積書の金額が、委託料の上限を超過しているもの
- (7) 契約が締結できない、又は締結の意思が認められないもの

- (8) 選定委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (9) プレゼンテーションを実施しなかった場合。ただし、事故等のやむを得ない理由があったと選定委員会が認めた場合は除く。

### 1.3 委託契約締結

- (1) 受託候補者に決定した者と、契約金額等契約条件について協議の上、見積書を徴収し、業務委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者が契約までの間に失格事項が判明した場合及び辞退した場合は、次点者を受託候補者とし業務委託の締結交渉を行う。
- (3) 業務委託契約の条件等については、企画提案書の内容を基本として、受託候補者との協議により定めるものとする。
- (4) 受託候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

### 1.4 プロポーザル実施スケジュール（予定）

公募開始（石巻市ホームページ掲載）	令和元年	7月19日（金）
質問受付期限	令和元年	7月26日（金）
質問回答期限	令和元年	8月2日（金）
参加申込提出期限	令和元年	8月6日（火）
参加資格審査結果通知	令和元年	8月8日（木）
不適合理由要求受付期限	令和元年	8月19日（月）
不適合理由の回答	令和元年	8月21日（水）
企画提案書等提出期限	令和元年	8月26日（月）
審査（提案プレゼンテーション）	令和元年	9月2日（月）
選定候補者決定、選定結果通知	令和元年	9月4日（水）
非選定理由の説明要求受付期限	令和元年	9月9日（月）
非選定理由の回答	令和元年	9月11日（水）
公表、契約締結	令和元年	9月18日（水） 予定

### 1.5 留意事項

- (1) 石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第17号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第7条第3号の規定により不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (2) 企画提案書の作成等、プロポーザル参加に際し必要な経費は、提案者の負担とす

る。

- (3) 企画提案書の提出期限後の書類の差替え、追加及び再提出は認めない。
- (4) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、石巻市が本案件のプロポーザル方法の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。企画提案書等に含まれる第三者の著作権の公表などの使用については、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- (5) 企画提案書等提出された書類は一切返却しないものとする。
- (6) プロポーザルの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第7号）により速やかに届け出ること。
- (7) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。

## 1.6 問合せ先及び各書類の提出先

〒986-8501

宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市復興政策部 復興政策課 政策調整グループ

電話 0225-95-1111（内線4217）

FAX 0225-22-4995

E-Mail reconst@city.ishinomaki.lg.jp